

◎新潟県告示第450号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。
令和5年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月16日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市分水公民館	燕市全域
5月17日（水）		燕市総合文化センター	
5月18日（木）			
5月22日（月）			
5月24日（水）			
5月25日（木）			
5月26日（金）	燕市分水公民館		
5月29日（月）			
5月30日（火）			
5月31日（水）	新潟県計量検定所	上記の未受検者	
6月1日から令和6年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会